

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本事務の遂行のため利用するシステムにおいて特定個人情報ファイルを保持、また、番号法第十九条に定められた情報照会者に提供するにあたり、システム操作者の限定・第三者による不正利用防止等の対策、媒体等による特定個人情報ファイルの携帯を禁止する等、厳格に特定個人情報ファイルを保護し、情報漏えいを防止する対策を徹底することを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

北海道えりも町長

公表日

平成27年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	本事務は、国民健康保険法に基づき、被保険者の届出等による資格の得喪・変更に伴う台帳整理事務、被保険者証・限度額適用認定証等関係証の交付事務、高額療養費・療養費・出産育児一時金・埋葬費等の支給申請に基づく給付事務、診療報酬明細書の内容等点検事務、高齢受給者証の交付に伴う所得区分判定及び基準収入額適用申請書提出に基づく所得区分再判定後の高齢者受給者証交付事務、一部負担金減額申請書等に基づく減額・免除・猶予等の判定業務、国民健康保険に関する統計処理、その他国民健康保険法に関連する事務を行う。 これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を実施。
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険個人情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 第30項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 第42,43,44,45,1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,43,46,58,62,80,87,93,106項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	えりも町 保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 福沢 昌幸
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	えりも町(総務課) 〒058-0292 幌泉郡えりも町字本町206番地 電話01466-2-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	えりも町(総務課) 〒058-0292 幌泉郡えりも町字本町206番地 電話01466-2-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

